

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度に関する要望

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療保険制度の一本化について

国の責任において、給付の平等、負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国を保険者とし、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を図ること。

2. 国保制度における当面の財政措置の拡充及び制度運営の改善等について

(1) 高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業、保険基盤安定制度及び財政安定化支援事業について、平成 22 年度以降においても引き続き継続するとともに、十分な財政措置を講じること。

なお、保険財政共同安定化事業については、拠出金が交付金を上回る場合、差額を補てんするなど所要の措置を講じること。

(2) 国庫負担割合の引上げ等による財政措置の拡充を図るとともに、制度改革に伴う国保財政への影響を考慮した上で、人件費、電算システム経費等を含め適切な財政措置を講じること。

(3) 国保保険料（税）については、介護保険料及び後期高齢者支援金分の負担により、保険料収納率の低下を招くことから、国保運営に更なる支障が生じることのないよう、十分な財政措置を講じること。

(4) 国保保険料(税)の収納率による普通調整交付金の減額措置を廃止すること。

(5) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。

(6) 特定健診・保健指導について

① 市町村国保に義務付けられる特定健診・保健指導に係る人件費、電算システム経費等について、地域の実態に即した十分な財政措置を講じるとともに、保健師等の人材が確保できるよう、適切な支援策を講じること。

また、特定健診・保健指導については、公平かつ適切に実施できるよ

う対策を講じるとともに、市町村国保と被用者保険との連携の仕組みを構築するなど、特定健診・保健指導の確実な実施のための措置を講じること。

② 特定健診・保健指導の実施率等による後期高齢者医療支援金の加算・減算措置を撤廃すること。

③ 特定健診・保健指導について、転居や就職等に伴い医療保険が変更となった者も漏れなく受診できるようにするとともに、十分な財政措置を講じること。

また、事務の効率化・簡素化、受診者の利便性を図る視点から、保険証で受診できるよう制度を見直すこと。

④ 特定健診について、各保険者が3月末まで健診実施期間を設定できるよう、当該年度内に支払いが完了しないものについて、補助対象とすること。

(7) 国の責任において国保保険料(税)の統一的な減免制度を創設し、十分な財政措置を講じること。

(8) 国民年金未納者に対する国保の短期保険証発行について、市町村窓口での混乱や保険料(税)収納率に支障が生じないように、万全の措置を講じること。

(9) 高額療養費について、支給申請に係る添付書類等を簡略化すること。

(10) 後期高齢者医療制度の創設に伴い実施している国保保険料(税)の軽減について、財政面を含め必要な措置を講じること。

(11) 70歳から74歳の医療費自己負担額の凍結措置終了後のあり方については、住民に混乱が生じることのないよう、国の責任において十分な措置を講じること。

(12) 70歳から74歳の窓口負担について、1割から2割への引上げ凍結に伴う高額療養費の負担増に対し財政措置を講じること。

(13) 被保険者の資格情報等について、被用者保険の保険者が資格喪失の情報を国保保険者に通知するとともに、それに基づき職権処理できるよう、制度化すること。

(14) 資格を喪失した被保険者が受診したことに伴う過誤調整について、被保険者を介さずに保険者間において直接処理できるよう、関係法令を整備すること。

- (15) 実効ある医療費適正化対策を更に推進すること。
- (16) 精神・結核の保険優先化に伴う国保財政の負担増について、財政措置を講じること。
- (17) 葬祭費に対する財政措置を講じること。

3. 後期高齢者医療制度について

- (1) 後期高齢者医療制度については、地域の実態を踏まえ、より円滑な制度となるよう配慮するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 制度の見直しを行う場合は、地方の意見や実情を十分に踏まえ、必要な準備期間を設けて対応するとともに、制度見直しに伴う経費や電算システム経費等については、地方へ負担転嫁することなく国の責任において万全の措置を講じること。
- (3) 国は、制度の内容及び趣旨等について、多くの国民の理解を得られるよう、引き続き周知徹底を図り、高齢者の生活実態等に即した制度とすべく常に研究・検証を行うとともに、都市自治体等で実施する広報活動について、十分な支援策を講じること。
- (4) 特別対策として実施している低所得者対策等終了後のあり方については、住民に混乱が生じることのないよう、国の責任において十分な措置を講じること。
- (5) 後期高齢者医療給付費負担金については、各保険者に対して医療給付費の12分の4を確実に配分し、調整交付金を別枠化すること。
- (6) 同一世帯に属する各被保険者に係る賦課限度額について、緩和措置を講じること。
- (7) 資格取得について、日単位から月単位とすること。
- (8) 健診・保健指導等について、地域の実態に即した財政措置を講じること。
- (9) 保険料徴収について、同一広域連合を構成する市町村間で住所移動があった場合、賦課期日又は資格取得時の市町村において徴収できるよう制度を見直すこと。
- (10) 不均一保険料率の対象となっている離島など医療の確保が困難な地域に対し、必要な財政措置を講じること。